

●令和2年度 通学路危険箇所合同点検実施結果対策一覧表（小・中学校）

（令和2年9月1日、2日、29日実施）

番号	学校名	危険箇所番号	対策内容検討	対応状況
1	一条小学校	1	1. 建設課が路面表示を検討する。	済
2	〃	2	1. 建設課がポストコーンを設置する。	済
3	〃	3	1. 建設課がカーブミラーを設置する。	済
4	〃	4	1. 建設課が路面表示を検討する。	協議中
5	柿原小学校	1	1. 県が所有者に連絡し、随時伐採する（伐採済）。	済
6	御所小学校	1	1. 建設課が歩道の拡幅を検討する（一部撤去済）。	済
7	〃	2	1. 県が車が歩道側に近づかないようポストコーンを撤去する。 2. 学校が児童に注意喚起する。	済
8	〃	3	1. 学校が児童に注意喚起する（横断歩道の新設不可）。	済
9	〃	4	1. 建設課が学校と協議し、必要箇所にカラー舗装をする。	済
10	土成小学校	1	1. 県が注意喚起の看板を設置する。 2. 教育委員会（青少年育成センター）が注意喚起ののぼりを設置する。	済
11	〃	2	1. 県が交差点表示をする。	済
12	〃	3	1. 建設課が交差点改良（線の引き直し）を行う。	済
13	八幡小学校	1	1. 学校が児童に注意喚起をする（住宅課点検済）。	済
14	〃	2	1. 建設課がポストコーンを設置する。	済
15	〃	3	1. 学校が児童に注意喚起をする。	済
16	〃	4	1. 学校教育課が防犯灯を検討する（設置は危機管理課）。	済
17	市場小学校	1	1. 警察が止まれの引き直しをする。 2. 県が外側線等の引き直しをする。	済
18	〃	2	1. 警察がスクールゾーンの標識を新しくする。（対応済）	済
19	〃	3	1. 学校が児童に注意喚起する。	済
20	〃	4	1. 建設課がカラー舗装する。	済
21	〃	5	1. 警察が止まれの引き直しをする。 2. 県が交差点表示を引き直す。	済
22	大俣小学校	1	1. 警察が止まれの引き直しをする。 2. 県が交差点表示と減速表示を行う。	済 協議中
23	〃	2	1. 県が中央線の引き直しを行う。 2. 県がガードレールの設置を行う。	済 協議中
24	久勝小学校	1	1. 学校が児童に注意喚起をする。	済
25	〃	2	1. 県が外側線の引き直しをする。	済
26	伊沢小学校	1	1. 学校が児童に注意喚起をする。	済
27	〃	2	1. 建設課が外側線の引き直しを行う	済

番号	学校名	危険箇所 番号	対策内容検討	対応状況
28	林小学校	1	1. 学校が児童に注意喚起をする。	済
29	〃	2	1. 学校教育課が街路灯所有者へ点検を依頼する。	済
30	吉野中学校	1	1. 県が交差点の引き直しを行う。 2. 建設課が外側線を引き直す。	済
31	土成中学校	1	1. 建設課が道路接続部分の表示を引き直す。	済
32	〃	2	1. 学校が生徒に注意喚起をする。	済
33	〃	3	1. 危機管理課が新しい防犯灯に付け替える。	済
34	〃	4	1. 建設課が補修する。	済
35	〃	5	1. 学校教育課が防犯灯を検討する（設置は危機管理課）。	協議中
36	〃	6	1. 市が可能なところから順次、歩道の整備を行う。	済
37	市場中学校	1	1. 建設課が県に拡幅要望を行う（要望済）。	済
38	〃	2	1. 建設課が舗装及び拡幅を行う。	済
39	〃	3	1. 県が河川内の木の伐採を行う。	済
40	阿波中学校	1	1. 県が交差点の補修工事を行う。 2. 建設課が順次舗装を行う。	済
41	〃	2	1. 建設課がカーブミラーを設置する。	済
42	〃	3	1. 県が橋にガードパイプを設置する（4箇所）。	済
43	〃	4	1. 警察が止まれの表示を引き直す。 2. 県が看板の撤去を検討する。	済
44	〃	5	1. 建設課が可能なところから順次、歩道の整備を行う。	済

3-1条小学校-3

北



南

1. 建設課がカーブミラーを設置する。

4-1条小学校-4

東



西

1. 建設課が路面表示を検討する。

22-大俣小学校-1



南

北



1. 警察が止まれの引き直しをする。
2. 県が交差点表示と減速表示を行う。

23-大俣小学校-2



1. 県が中央線の引き直しを行う。 → 警察が中央線の引き直しを行う。
2. 県がガードレールの設置を行う。

35－土成中学校－5



1. 学校教育課が防犯灯を検討する(設置は危機管理課)。

36－土成中学校－6



- 対策検討内容 1. 市が可能なところから順次、歩道の整備を行う。
- 対応状況 済
- ※R1にも同じ路線が載っていますが、土成小学校となっていました。